各 位

会社名 株式会社トリドール (コード番号 3397 東証第一部) 代表者名 代表取締役社長 粟田 貴也 問合せ先 取締役総務部長 小畠 義昭 電話番号 078-200-3430

(訂正)「株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ」 の一部訂正について

平成23年5月31日に公表いたしました「株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。 なお、訂正箇所には、下線を付しております。

記

【訂正前】

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
[新 設]	(附 則)
	第1条 本定款変更の効力発生日は平成23年10
	月1日とする。なお、本附則は効力発生後
	これを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成23年6月29日(水曜日)

定款変更の効力発生日

平成23年6月29日(水曜日)

【訂正後】

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
[新 設]	(附 則)
	第1条 現行定款第6条(発行可能株式総数)の
	変更、変更案第8条(1単元の株式数)お
	よび第9条(単元未満株主の権利制限)の
	新設ならびに現行定款第8条ないし第41
	条の条数変更の効力発生日は平成23年10
	月1日とする。なお、本附則は効力発生後
	これを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年6月29日 (水曜日) 定款変更の効力発生日

- (1) 現行定款第2条(目的) に係る効力発生日
 - 平成23年6月29日(水曜日)
- (2) 現行定款第6条(発行可能株式総数)の変更、変更案第8条(1単元の株式数)および第9条(単元未満株主の権利制限)の新設ならびに現行定款第8条ないし第41条の条数変更に係る効力発生日

平成23年10月1日(土曜日)

以 上